

新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する補助金制度等の支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。

(令和2年5月22日時点)

■神奈川県 中小企業・小規模企業 再起促進事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換に要する経費の一部を補助。

○対象者 県内の事業所で補助事業を実施する、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者

○補助金の申請期間等

<緊急支援型> ※補助事業の支払いを5月末までに終える方

公募期間 令和2年5月22日(金曜日)から令和2年6月15日(月曜日)まで

<再起支援型>

公募期間 令和2年5月22日(金曜日)から令和2年6月30日(火曜日)まで

○補助対象事業等

(1) 非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業(補助上限100万円 補助率3/4)

・デリバリーやテイクアウトに関する費用、つい立やビニールの取り付け、フェイスシールド等による感染症拡大防止対策 など

(2) ITサービス導入事業(補助上限100万円 補助率3/4)

・業務効率の向上に資するITサービスを導入する事業 WEB会議システム、会計ソフト導入 など

(3) 生産設備等導入事業(補助上限200万円 補助率3/4)

・既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備

(4) ビジネスモデル転換事業(補助上限5000万円 補助率3/4 ※再起支援型のみ)

・異業種参入のための設備投資など

※詳細は、「神奈川県 中小企業・小規模企業 再起促進事業費補助金」のHPをご覧ください。

※問合せ 神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金班

電話：070-1187-0382、070-1187-1304、070-1187-0464、070-1187-0549、070-1187-0564

■神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)

県内に事業所等を有し、5/7から5/31までの全期間(少なくとも期間中20日間、遅くとも5/12(火)から5/31(日)までの間)休業または夜間営業時間(食事提供施設)の短縮に中小企業、個人事業主に対し、協力金を交付。

・対象者 ①県からの要請等にご協力いただき、休業又は夜間営業時間を短縮(夜間営業時間の短縮は食事提供施設のみ対象。)した中小企業及び個人事業主等

②県からの要請はないが自主的に協力いただき、休業した中小企業及び個人事業主等

・交付予定金額 1事業者あたり10万円

※申込受付期間など詳細については、後日公表されます。詳細は「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」のHPをご覧ください。

※問合せ 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536

問合せ：小田原箱根商工会議所 本所 0465-23-1811 箱根支部 0460-85-6245

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。